

# 和倉温泉景観保全型広告整備地区基本方針

## 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

和倉温泉景観保全型広告整備地区は、本県有数の温泉地であり、海に面する温泉地としての立地条件を活かし、「湯の香、潮の香、和みのわくら～温泉と海を感じるおもてなしのまちづくり～」をコンセプトに情緒・風情のある街なみの整備を行うとともに、地域住民が主体となり本県初となる景観協定を締結し、官民連携した取組による個性豊かな街並み景観を保全・創出している。

この美しい街なみ景観を保全し、後世に継承するため、広告物又は掲出物件の新設、改修等に係る掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

## 2 区域区分

和倉温泉景観保全型広告整備地区における区域を次に掲げる区域区分とする。

- 一 湯の香の杜
- 二 潮の香通り
- 三 和み通り
- 四 県道和倉和倉停車場線

## 3 広告物及び掲出物件の表示の方法に関する事項

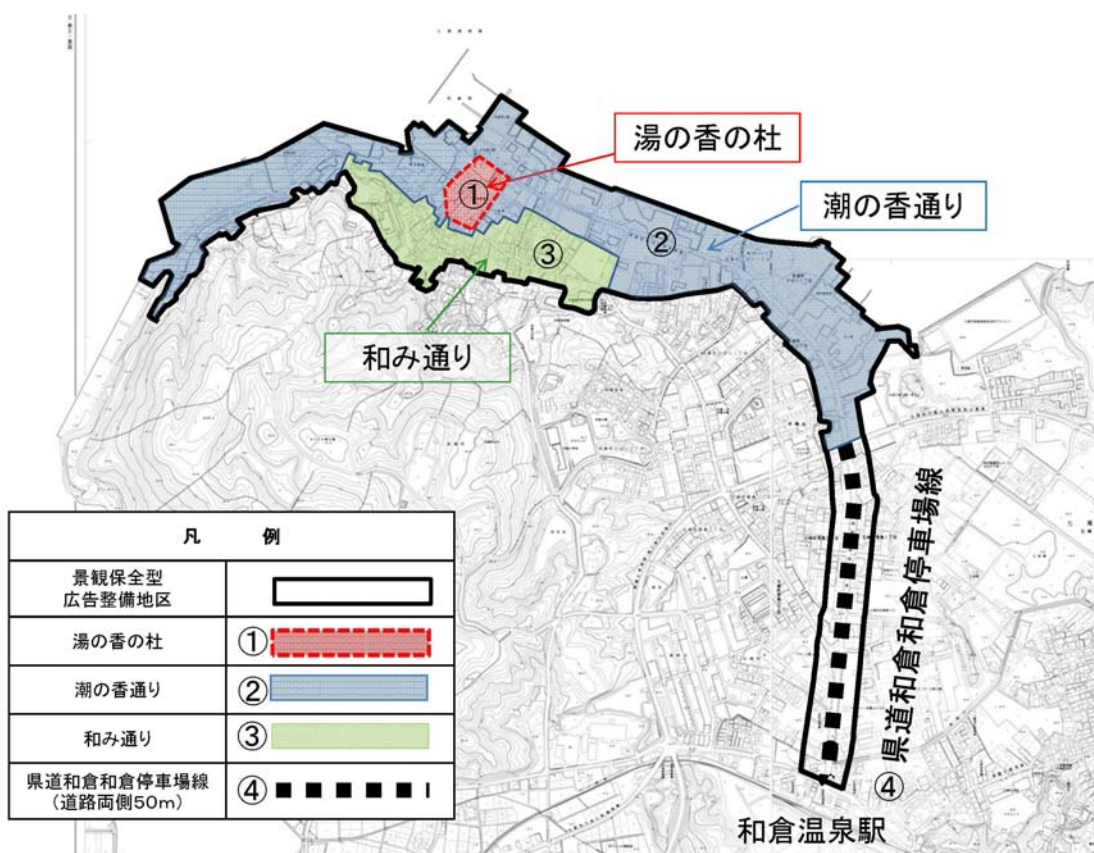
景観の保全を図るため、広告物の表示及び設置については、和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮し、自家用広告物、管理広告物、地域振興に寄与する広告物、公共性の高い広告物に限る（ただし、広告物を集合化したもので、いしかわ景観総合条例第56条による優良広告物に認定されたものを除く）こととし、次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

区域区分	要件	基準
湯の香の杜	和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮し、いしかわ景観総合条例規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件を満たすもの。	<p>ア 屋上広告物、自立広告物、突出広告は設置しないこと。</p> <p>イ 広告物の表示面積は1箇所あたりの表示面積3㎡以内とし、1住所等における全ての表示面積の合計は5㎡以内とすること。</p> <p>ウ 置き看板は、高さ1.2m以下、表示面積の合計が1.2㎡以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮すること。</p> <p>色彩 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は10以下、その他の色相は彩度8以下とする。ただし、伝統的な色彩（石川県のエコサイン推奨色）は使用可とする。</p>
潮の香通り		<p>ア 屋上広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは7m以下かつ建築物の高さの2/3以内とする。</li> <li>・建築物1棟につき1個までとする。</li> <li>・地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。</li> </ul> <p>イ 自立広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは7m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1住所の表示面積の合計は15㎡以内とする。</li> <li>・ 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。</li> <li>・ 地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。</li> </ul> <p>ウ 突出広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁から突出する部分は1m以内、地上から下端2.5m以上、上端7m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。</li> <li>・ 1住所の表示面積の合計は9㎡以内とする。</li> </ul> <p>エ 置き看板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは1.5m以下とする。</li> <li>・ 1住所の表示面積の合計は2㎡以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。</li> </ul> <p>オ 壁面広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1住所の表示面積の合計は15㎡以内とする。</li> </ul> <p>色彩 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は6以下、その他の色相は彩度4以下とする。ただし、伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。</p>
和み通り	<p>ア 屋上広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは7m以下かつ建築物の高さの2/3以内とする。</li> <li>・ 建築物1棟につき1個までとする。</li> <li>・ 地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。</li> </ul> <p>イ 自立広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは5m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。</li> <li>・ 表示面積は1面5㎡以内、1住所の合計は10㎡以内とする。</li> <li>・ 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。</li> <li>・ 地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。</li> </ul> <p>ウ 突出広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁から突出する部分は0.6m以内、地上から下端4m以上、上端5m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。</li> <li>・ 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。</li> </ul> <p>エ 置き看板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは1.5m以下とする。</li> <li>・ 1住所の表示面積の合計は2㎡以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。</li> </ul> <p>オ 壁面広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示面積は1面2㎡以内とし、1住所の合計は5㎡以内とする。</li> <li>・ 街並み景観に配慮した素材やデザインに統一する。</li> </ul> <p>カ 1住所における全ての看板の表示面積の合計は15㎡以内とする。</p> <p>色彩 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は6以下、その他の色相は彩度4以下とする。ただし、伝統的な色彩(石川県の</p>

		エコサイン(推奨色)は使用可とする。
県道和倉和倉停車場線	いしかわ景観総合条例規則(平成20年石川県規則第38号)別表第6の2	いしかわ景観総合条例規則(平成20年石川県規則第38号)別表第7の1及び2及び3

区域図



※景観法第81条第3項における景観協定区域隣接地を除く